

コーポレートガバナンス



第一英蓉法律事務所
弁護士 木下 潮音

今後の労働者派遣 制度の在り方

2009年10月9日に長妻昭厚生労働相は労働政策審議会(諏訪康雄会長)に対し、今後の労働者派遣制度の在り方について諮問を行った。

労働者派遣制度は85年に労働者派遣法が成立し、翌86年4月から同法施行されて、すでに23年余りが経過している。その間に、労働力の需給調整を図る制度として労働市場で成果を上げつつも、日雇い派遣などの派遣形態や、正社員での就労を希望しつつもやむを得ず派遣就労を選択する労働者が存在することなどが問題視されるようになった。

このような状況を踏まえて、すでに08年11月4日には、自民・公明連立政権のもとで当時の労働政策の審議を踏まえて国会に対して派遣法の改正案が提出されたが、同法案は09年7月21日の衆議院解散により廃案となったものである。皮肉にも改正法案提出後、厳しい経済情勢の影響を受けて派遣を巡る状況は厳しさを増し、いわゆる派遣切りと呼ばれる中途解約や、製造派遣の派遣可能期間

企業の雇用リスクマネジメント

4

| 労働政策審議会の委員構成 (敬称略) | |
|--------------------|--------------------------|
| 公益代表委員 | 今野浩一郎、諏訪康雄、林紀子 (他7名) |
| 労働者代表委員 | 古賀伸明、南雲弘行、滝澤八千子 (他7名) |
| 使用者代表委員 | 市川隆治、川本裕康、大橋洋治 (他7名) |

(最長3年)満了を理由とする派遣終了が多数発生し、派遣労働者の失業問題が大きく取り上げられるにいたった。

民主党は今回の総選挙に当たって公表したマニフェストにおいて派遣法改正を挙げ、特に製造業に当たっては、前政権で掲げた事項に加えて、違法派遣の場合の派遣先との雇用契約成立促進等、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に関する事項について検討が求められている。

選挙期間中は選挙後の臨時国会において派遣法改正案を提出するとの言動も、民主党からなされたところである。しかしながら、政権与

党となった現時点では、政府提案の改正法案として適正な手続きを踏んで国会に提案されなければならない。わが国が批准している国際労働機関(ILO)条約第144号では、労使を代表する団体と政府が協議の上で政策を決定していくことを求めており、今回の労働政策への諮問は当然の手続きである。

派遣法の改正は、労働市場の適正化と労働者の保護の問題を多面的に検討を要する問題である。多様な利害の調整を行って、派遣労働者にももちろんであるが、派遣元事業者および派遣先企業にとっても納得のいく法制度整備が望ましいことは言うまでもない。

多様な利害の調整を